

策定年月	平成 6年3月
変更年月	平成14年3月
変更年月	平成18年8月
変更年月	平成22年6月
変更年月	平成26年9月
変更年月	平成27年9月
変更年月	令和 3年2月

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年2月

福島県二本松市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 二本松市の位置、気候及び農業の現況	1
2 農業構造の変化	2
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標.....	4
5 各地域における農業振興の方針	7
第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	12
1 営農類型	12
2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	14
3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標	17
第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標	18
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	18
第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1 利用権設定等促進事業に関する事項	20
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	29

4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	29
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する事項	30
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する事項	31
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	32
第5	そ の 他	34
	別紙1（第4の1（1）⑥関係）	35
	別紙2（第4の1（2）関係）	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 二本松市の位置、気候及び農業の現況

(1) 位置

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、福島市と郡山市の中間にある。西部は大玉村、郡山市及び耶麻郡猪苗代町に、北部は福島市に接し、東部は伊達郡川俣町、双葉郡浪江町、葛尾村、南部は本宮市、田村郡三春町及び田村市に接し、安達地方の中心都市となっている。総面積344.65km²で、東西37km、南北17kmの市域を有している。

(2) 気候

本市の気候は、気温は1～2月が低く、時に2月が寒冷であり、4月から気温が上昇し、7月～8月初めにかけて最高を示す。風速は春に強いが、全体として穏やかである。

統計的には、平均気温11.9℃、年間降雨量1,212mmであり、降雪量は山間部は別として、平坦地は少ない。

(3) 農業の現況

本市の農業は、耕地が山間に帯状に分布し、広く連坦した農地が少ない。農家1戸当たりの経営耕地面積は1.54haと零細であるため、低コスト、高生産性の安定農業を図る上でも経営規模拡大が求められる。

また、本市においても農業就業人口の減少及び、兼業化の進行、高齢化また、農業後継者の問題が深刻化している。このことから、営農体系について再検討し農業の安定経営、生産性向上のため、農業の生産基盤の整備、農業機械及び施設の共同利用を前提に効率的利用、農地流動化や農作業受委託による経営規模拡大が必要であり、また担い手、生産組織等の育成、さらに地域の特性に応じた主産地化を図る必要がある。

農業経営形態は、各地区により異なるが、水稻を中心に野菜、果樹、畜産、菌茸、花き類等を組み合わせた適地適作の複合経営により、基幹産業として農業経営がなされている。

水稻は銘柄米の産地確立、機械化による作業の効率化及び農地流動化、作業受委託によつての規模拡大を進めてきた結果、本市農業の基幹作物として、農家経営の安定化に大きく寄与しているが、中山間地域では、土地基盤の整備の立ち遅れから機械化、農地流動化、作業受委託等に影響し、農家経営に問題が残るところである。

野菜は、消費動向、需要の変化に対応するため高品質、高付加価値作物を取り入れ、主産地化を推進してきた結果、特に野菜指定産地品目の夏秋きゅうり、トマト、ピーマン、なすについては、消費者の需要も多く産地化が図られた。

果樹は、商品性が高く消費需要がある品目について、優良品種の導入と栽培技術の向上を図ってきた結果、梨、りんご等の安定した生産が行われている。また、近年新たな品目としてオウトウ(さくらんぼ)の作付生産が一部地域で進められており、今後が期待される。

酪農は、飼料用機械の導入や施設の整備、農地流動化等によつて大規模土地利用型農業の推進が図られ、県内でも有数の酪農地域として発展してきた。

畜産は、販売価格の伸び悩み等から生産意欲の減退も見られるが、企業的大規模経営の導入や地域ブランドの確立に向けた取り組みが進められている。

花きについては、コギクやリンドウを中心とした安定した需要・価格によって、農家の生産意欲も高く、品質・生産ともに安定しているが、暖房費の増嵩などの不安要因も抱えている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による米の作付け制限や農産物の出荷制限、さらには風評による農産物の販売量の減少や価格低迷など農業生産に大きな影響を及ぼした。放射性物質で汚染された農用地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を実施するとともに米の全量全袋検査を実施した。農産物の安全性を確認するために実施している緊急時環境放射線モニタリング結果などを情報提供することで市民・農家・消費者の不安軽減へつなげ、安全性をPRするためのイベントや広報活動などを併せて実施することで、本市農産物に対する風評払拭に努めている。

このような現状の中で、今後は担い手を中心として、高収益性の作目、作型を導入し、産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指すものとする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の変化

本市の農業構造については、昭和40年代から市内及び福島市、郡山市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、専業農家及び第一種兼業農家の減少が顕著となっていることや、兼業化・高齢化が急速に進行してきており、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町及び旧東和町などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休化する傾向が近年増加している。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがあることから、農地の利用集積が緊急の課題となっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間で、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、下表のように地域他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

年間労働時間	(主たる農業従事者1人当たり)	1,900時間程度
年間農業所得	主たる農業従事者1人当たり	460万円程度
	個別経営体 (主たる従事者1人+補助従事者1人)	590万円程度

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の施策、関係機関と連携しながら総合的に実施する。

推進体制として、市は、関係機関・団体からなる二本松市地域農業再生協議会を推進の中心的機関として位置付け、集落営農を含めた担い手の育成・支援について、総合的に措置を講ずることとする。

具体的には、地域での話合いに基づき「人・農地プラン」を作成し、集落営農を含めた担い手を地域の中心的経営体として位置づけるとともに、地域の実情に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業等の施策を総合的に実施することにより、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進めて集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進し、農用地の利用及び維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

なお、これらの経営体の育成にあっては、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で役割分担を明確化しつつ地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体の発展に結びつくよう理解と協力を求めつつ推進するものとする。

さらに、地域の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、グリーンツーリズム事業等都市住民との交流により、農業のもつ多面的な機能を生かしながら、農村での滞在型余暇活動の推進を図る。

なお、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実

情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。また、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、安達農業普及所、二本松市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、各農事組合長、二本松市認定農業者協議会等にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者数は年によって増減があるが、令和元年においては、3人ほど確保しており、平成30年以前過去10年間と比べ、やや微減の状況とはなっているものの、従来からの基幹作物である米及び夏秋野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

なお、新規就農者の定義は、年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とし、他産業を定年退職後に就農した者を除くこととする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保年間目標220人以上、並びに本市における過去の状況を踏まえ、年間5人以上の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2つ増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、市基本構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、地域その他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の60%程度（中山間地域の場合55%程度）、すなわち下表のとおり）を目標とする。

年間労働時間	(主たる農業従事者1人当たり)	1,900時間程度
--------	-----------------	-----------

就農5年後の年間 農業所得目標	主たる農業従事者1人当たり	276万円程度
	個別経営体 (主たる従事者1人+補助従事者1人)	354万円程度
	主たる農業従事者1人当たり(中山間地域)	253万円程度
	個別経営体(中山間地域) (主たる従事者1人+補助従事者1人)	324万円程度

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 担い手育成の考え方

本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話合いに基づき市が作成する「人・農地プラン」の実質化を推進し、将来にわたり地域の中心的経営体として位置づけられる担い手確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにはJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(4) 目標達成のための推進方向

これら目標を達成するため、以下に取り組むこととする。

ア 認定農業者等の育成

地域における話合いを基本として、人・農地プランの実質化及び見直しにより担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やICT等の先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な承継や法人化を促すとともに新規就農者（雇用就農）の受け皿となれる経営体を育成する。

生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の経営の実態や意向に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

- (ア) 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行う。

- (イ) 福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）における幅広い分野での実践研修や農業法人等における雇用形態での研修など、研修制度・内容の充実を図る。
- (ウ) 新規就農者等の定着を図るため、市町村や関係機関・団体等と連携した栽培技術向上支援や経営基盤の確保支援など、地域全体で支援する体制整備を進める。
- (エ) 持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、多様な担い手として、企業の農業参入の支援を行う。

エ 集落営農の推進

地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な農業者による、農地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、役割の明確化を図ったうえで、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動への支援を行う。

オ 女性農業者の経営参画促進

本県の農業就業人口の約5割を占める女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

カ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法を組み合わせる。

また、低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、WCS用稲等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

キ 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化、施設化といった生産基盤の整備の一層の推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。

ク 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による高品質化、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

ケ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術等を生かし、2次・3次産業など地域の他産業分野と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

コ 環境と共生する農業の推進

地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

サ GAPの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したGAPの認証取得に向けた取組を推進する。

5 各地域における農業振興の方針

【旧二本松市】

(1) 塩沢地区

当地区は、山間に存在する狭小田を除いては、ほ場整備がほぼ完了しており、今後とも水稻作付けによる効率的な利用を図る。また、本地区はきゅうりを中心とした野菜の集団産地としての位置づけをしており、安定した生産量を保っている。

しかし、露地野菜が主であり、今後は施設栽培を取り入れ、周年出荷体制の確立を図り生産性の高い、安定経営を推進する。さらに、花き栽培のスプレーマムは、ここ数年安定した価格で転作作物として取り入れられており、今後は栽培者を増やし、産地の拡大を図る。野菜・花き類の施設栽培を行っていくため、各種補助事業の導入による施設整備を積極的に推進する。

また、酪農地域にあつては、豊かな地域資源を活かし、農地流動化等を活用し規模拡大と機械・施設の効率的利用により安定経営を図る。

(2) 岳下地区

当地区は、本市における穀倉地帯であり、ほ場条件はほぼ整備され、将来とも効率的な利用を図る。さらに、平坦で農地が連担し、水稻の銘柄米の産地でもあることから、作付品種の選定による労働力の平準化と農作業受委託、機械の共同利用の促進等による規模拡大を図り、銘柄米産地の確立と農業経営の安定を図る。

畑地にあつては、市街地近郊は家庭菜園的傾向が強いが、原セ及び永田地区においては、きゅうり・ミニトマト・なす・さやいんげん等の野菜と梨等の果樹園があり、これら作目による複合経営が多くを占めているが、生産組織等の育成、機械及び施設の効率的活用、農作業の受委託等によって経営の安定化を図る。

(3) 岳山麓地区

当地区は、安達太良山麓の裾野に広がる高冷地帯で、豊かな草地資源等有利な立地条件を活かし、酪農専業地帯として位置づけがされ、農地のほとんどは飼料畑として活用されている。

大規模土地型農業においては、これまで農地流動化等を通して効果的に経営規模拡大が行われ、大規模経営・低コスト化が図られてきたが、経営農地の連担化を一層推進し、また各種補助事業を活用、農業機械・施設の整備及び糞尿処理施設の整備に留意しつつ、さらには岳温泉を核とした本地域の観光地としての優位性を活かし、観光農業、地産地消の拡大を考慮した、安定的かつ健全なる酪農経営を推進する。

(4) 杉田地区

当地区は、杉田川水系に属する平坦農地のほとんどが水田として利用されており、ほ場としての条件整備もなされていることから、機械化体系による農作業の効率化を図って将来とも稲作中心とした経営の安定を図る。さらに本地区は、本市でも有力な稲作地帯で銘柄米の産地であるが、今後安定兼業農家の増加によって、後継者不足等による農業経営困難に対処するため、農業機械利用組合への農作業受託の促進及び中核農家への利用集積等による担い手農家の育成を図り、安定農業経営の推進に努める。

さらに当地区は、水稻と合わせてきゅうり・ミニトマト・なす等の野菜が作付けされており、効率的土地利用の指導により一層の安定経営を図る。養豚等の畜産においては、企業的経営体への指導・育成を図ることで、省力・低コスト化を積極的に進め、安定した畜産経営を推進する。

(5) 石井地区

当地区は、大小の丘陵傾斜地が多く山間の狭小田を除いては概ねほ場整備がされており、今後とも水田中心の複合経営を進める。畑地については、野菜栽培を推進し、これら農家の安定農業経営を図るため、畑地として条件整備を進めた結果、きゅうり等の野菜の作付け及び菌茸栽培により安定経営が図られている。また、一層の集約型農業を目指し、高品質多収作物の導入、地区の振興作物の栽培拡大と定着化を図る。

(6) 大平地区

当地区は、ほ場整備がほぼ完了しており、今後とも稲作中心とした複合経営を目指す。安定稲作経営が困難な農家においては、農地流動化及び農作業受委託を積極的に活用し、中核農家への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的土地利用を図る。

畑地については、野菜栽培を推進し安定的な生産を図り、今後農業経営の安定化に努める。その中で、きゅうり・ミニトマト・イチゴ等の施設化が進み、当地区で先駆的に取り組んできた農家があり、専業農家として安定した農業経営を確立しつつある。今後、生産者団体の強化とともに、産地銘柄の確立を図り、栽培の拡大と生産・出荷体制、施設機械の整備をする。

【旧安達町】

(1) 油井地区

当地区は、旧安達町の中央部に位置し阿武隈川が地区の南東側を流れ、油井川・鯉川等の県一級河川が流れ込むなど比較的平坦な土地が開けており、この特性を活かした水稻栽培を中心に園芸畑作物（きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、あさつき等）を組み合わせた複合経営が行われている。また土地改良事業によるほ場の基盤整備が概ね完了していることから、この条件を積極的に利用し農家経営の安定化を図るために認定農業者への農地流動化を積極的に進めるとともに既存の機械利用組合を活用した農作業受委託を推進し、経営体質の強化（法人化）を図る。さらに、農家経営のもう一つの柱である園芸畑作物の生産性の向上を図

るため、施設化・機械化をより一層推進し需要動向に即応した生産量を確保する。

(2) 渋川地区

当地区は、旧安達町の最北部に位置し福島市に隣接しており、本市における穀倉地帯の一つとして優良なほ場が続いている。その大半は土地改良事業によりほ場が整備され、さらに平成17年3月に県営かんがい排水事業による「山ノ入ダム」が新たに整備されるなど農業生産の環境は整っており、今後これらを効率的に利用するために認定農業者や農用地利用改善団体への農地集積による作業の効率化を図るとともに大型機械の共同利用の推進による経費の節減、労働力の平準化と規模拡大を推進し、銘柄米産地の確保と農業経営の安定を図る。

畑地にあつては、きゅうり、トマト、ピーマン、にら等の園芸作物の生産組織の育成、直売所を利用した販売の多様化を進めるとともに、既存の販売ルートの一歩にのびるために機械化及び施設化による高品質・多収穫を目指す。

(3) 上川崎地区

当地区は、阿武隈川が南側から東側へと大きく蛇行して流れ、大小の丘陵傾斜地が多い準中山間地域である。しかし、山間の狭小田を除いては概ねほ場整備がなされ、さらに18年3月に完成した「かんがい用パイプライン」が敷設されるなど農業環境整備も進み、今後とも水稻中心の複合経営を目指している。個々の経営規模は小さく大規模農家が少ない地区であることから、経営安定のため集落営農組織の設立を積極的に進め、農地流動化及び農作業の受委託を活用し、組織への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的土地利用を図る。畑については、遊休桑園が多く経営転換に迫られているが、これらの農家の収益安定のため、畑地としての条件整備を進め、きゅうり、ピーマン、水菜等の野菜及び菌茸類の作付けを奨励し、高品質多収作物の導入による経営の安定を図る。

(4) 下川崎地区

当地区は、旧安達町の北東部に位置し阿武隈川が東側を流れ、福島市に隣接し、大小の丘陵傾斜地が多い中山間地域である。山間の狭小田が多く、ほ場整備率は旧安達地区の中で最も低い状況にあるが、それでも整備率は75%となっており、水稻中心の複合経営を目指している。今後、中山間地域等直接支払協定集落を核とした集落営農組織を整備し、農地流動化及び農作業の受委託を積極的に活用し、組織への利用集積を図り、健全なる農業経営、効率的な土地利用を図る。

さらに、畑地についても、昭和57年から平成6年に完了した土地改良事業により整備された40haのりんご等の樹園地の再活用を進め、きゅうり、ピーマン等の野菜及び新たな低木性果樹の作付けによる経営安定を図る。

【旧岩代町】

(1) 小浜地区

当地区は、標高が200m～300mと良質米生産可能地域となっている。

しかし、平坦部の水田はほ場整備がほぼ完了しているが、当地区の大部分を占めている山間部は未整備田が多く生産性が低いため、さらにほ場整備を進め生産

基盤の向上を図る。

また畑作については、多品目多品種の野菜が栽培されているが、施設化を進め集約型農業を目指し安定した多様な複合経営の確立を図る。

(2) 新殿地区

当地区は、水稻中心の多種多様な複合経営がなされている。

畑作については、野菜及び菌茸等定着化を図り品質向上と生産性の高い複合経営の確立を図る。

(3) 旭地区

当地区は、豊かな草地資源など有利な立地条件を生かした畜産、地域特性を生かした工芸作物の振興を図る。

山間高冷地という自然条件を生かした、品質の高い野菜産地の育成に取り組み、産地体制の確立を図る。また、冷涼な気候を生かした花き等の新たな産地形成を図る。

【旧東和町】

(1) 針道地区

当地区内を北から南に縦走する国道349号線、並びに一級河川針道川沿いに農地が広がっている。水田は比較的傾斜もなく面積的にまとまった団地を形成している。

しかし、畑、樹園地等は山間傾斜地にあるため、作業効率を高める機械体系の確立と省力化を推進する。

(2) 木幡地区

本地区は、東方に木幡山がありその他高山はないが、起伏が激しい地形となっており、まとまった農地は少ない。山あいの比較的低い地帯に田・畑・樹園地が散在している。

道路網はかなり整備されているので、ほ場整備等を推進し農業の利便性、作業効率の向上を図る。

(3) 太田地区

本地区は、高山はないが、農用地のほとんどが山間傾斜地にある。主要道路の整備により都市近郊との距離が縮まり、労働力の流失が他の地区より多い。こうしたことから兼業農家で枝物花木が栽培されており、施設園芸・菌茸類とあわせて振興を図る。

(4) 戸沢地区

本地区は、白猪森、口太山、羽山の高山下にあり、中心を流れる安達太田川に沿って田・畑・樹園地が散在している、しかし羽山より西南に面した山裾には、比較的まとまったりんご・葉たばこの団地が形成されていることから、自然条件や地形を活かした当該作物の振興を図る。

いずれの地区も水田については、圃場整備と用排水整備を進めながら高能率機械作業体系を確立し省力化を推進する。

野菜・花き等は、経営の発展を図るため施設園芸の導入による高収益化を推進する。高齢農業従事者に適した作目である園芸品目の選定により農業経営の確立に努めるとともに、遊休農地を活用して産地化を推進する。

また、畜産、果樹、葉たばこ、菌茸等も自然条件と地形を活用して規模拡大と経営の合理化を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、二本松市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

1 営農類型

(1) 個別経営体

No.	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲（移植）1,800a 水稲（移植・飼料用米）1,200a	
2	水稲	水稲（移植）1,300a 水稲（作業受託）1,800a 水稲（飼料用米）2,000a	
3	野菜	きゅうり（促成）30a きゅうり（抑制）30a	購入苗
4	野菜	きゅうり（トンネル栽培）25a きゅうり（遅まき栽培）15a ねぎ 20a	きゅうり（トンネル栽培）： 4月播種、JA出荷 きゅうり（遅まき栽培）：購 入苗（6月播種）、JA出荷 ねぎ：チェーンポット利用
5	野菜	きゅうり（長期雨よけ）20a にら（秋冬）20a	きゅうり：無加温栽培、購入 苗利用 にら：無加温栽培
6	野菜	きゅうり（半促成）25a きゅうり（抑制）20a しゅんぎく（秋冬）5a	きゅうり：無加温栽培、購入 苗利用 しゅんぎく：きゅうりの後作 での無加温栽培
7	野菜	アスパラガス（施設）40a にら（秋冬）20a	アスパラガス：たい肥投入に よる多収栽培、小型選別機利 用 にら：無加温栽培
8	果樹	ぶどう（露地）40a 日本なし 100a	日本なし：性フェロモン剤利 用
9	果樹	おうとう 10a もも 50a りんご 40a	りんご、もも：性フェロモン 剤利用
10	果樹	りんご 150a	りんご：性フェロモン剤利用

11	花き花木	小ギク（露地）90a 枝物（サクラ）100a	
12	酪農	酪農 40 頭 牧草 600a	酪農：つなぎ飼い方式 牧草：永年生牧草 水稲（直播・WC S 用稲）： 湛水直播、鉄コーティング、 農地賃借
13	肉用牛	肉用牛（繁殖）40 頭 牧草 400a	牧草：永年生牧草
14	複合経営	水稲（移植）40a・WC S 30a 水稲（作業受託）80a きゅうり（トンネル栽培）40a 日本なし 10a	

(2) 組織経営体・集落営農

No.	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲組織経営	水稲(移植)4,000a 水稲(湛水直播)2,000a 大豆1,000a	トラクタ(40ps)、マニユアスプレッダー、田植機、コンバイン(4条刈)、乾燥機、播種機、大豆用コンバイン

経営類型の設定条件

- 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。
- 「組織経営体・集落営農」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。
- 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」と表記した。
- 経営類型は、「福島県農業経営（生活）計画策定指標（平成12年12月福

島県農林水産部農業経営指導課作成)」等を基礎に令和元年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水稲</p> <p>(ア) 生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術を拡大し、ICT等の先端技術の導入を進める。</p> <p>(イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、ICT等の先端技術や地域条件に適した品種の導入や、ライスセンター等基幹施設の利用を推進する。</p> <p>(ウ) 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。</p> <p>(エ) 飼料用米、加工用米等の非主食用米やWCS用稲等の生産を拡大し、水田作経営の安定化を図る。</p> <p>イ 大豆・そば・麦類</p> <p>(ア) 実需者が求める品質と一定量のロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。</p> <p>(イ) 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。</p> <p>ウ 野菜</p> <p>(ア) 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。</p> <p>(イ) 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。</p> <p>(ウ) 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。</p> <p>エ 果樹</p> <p>(ア) おうとう及びぶどうの大粒種では、雨よけ施設の普及・拡大を進める。</p> <p>(イ) もも、りんご、なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では低樹高栽培、日本なしではジョイント仕立て、また人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。</p> <p>(エ) 担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援する</p>
------	---

	<p>とともに、農地の有効活用と集積を推進する。</p> <p>(カ) 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。</p> <p>オ 花き花木</p> <p>(ア) 生産拡大に向けて、大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。</p> <p>(イ) 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を促進する。</p> <p>(ウ) 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入や農業クラウド等のICTを活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。</p> <p>カ 工芸作物・特産物・養蚕</p> <p>(ア) 葉たばこは、高架式作業機やコンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。</p> <p>(イ) 養蚕は、園芸作物等を組み合わせ、安定的な複合経営の確立を進める。</p> <p>キ 畜産</p> <p>(ア) 大規模酪農経営では、乳用牛群検定成績を活用した生乳生産を進めるとともに、自動給餌システムや搾乳システム搬送装置、フリーストール・ミルクパーラー方式、搾乳ロボット等の導入により省力化を進める。</p> <p>(イ) 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。</p> <p>(ウ) 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による飼料生産の効率化を図る。</p> <p>(エ) 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。</p> <p>(オ) 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利用を促進し、有機性資源の循環を図る。</p> <p>ク 菌茸</p> <p>(ア) しいたけの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。</p> <p>(イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p> <p>ケ 共通</p> <p>(ア) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。</p> <p>(イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。また、機械化・共同化により、一層</p>
--	---

	<p>の省力化・低コスト化を図る。</p> <p>(ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(エ) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する。</p> <p>(2) ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大</p> <p>ア 効率的な作業が可能となるよう圃場の大区画化を進める。</p> <p>イ 農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。</p> <p>ウ ロボット技術やICTの活用により省力化を図る。</p>
<p>経営管理の方法</p>	<p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。</p> <p>(2) 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。</p> <p>(4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</p> <p>(5) 経営体に対しては、積極的にGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。</p> <p>(6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報収集に努める。</p> <p>(7) 小規模な農業者、高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。</p>
<p>農業従事の態様</p>	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善に努め、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>エ 酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。</p> <p>イ 作業環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>

3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これらの農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標は、概ね次に掲げる程度とする。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	<p>備 考</p>
<p style="text-align: center;">面積のシェア75%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積、及び農作業受託面積（水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。））のシェアの目標である。

2 目標年次は令和5年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地中間管理事業を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把

握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、農地中間管理機構と協力し、検討会等の開催に努める。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用改善については、次により進めることとする。

- (1) 二本松・安達地域の平坦部においては、既存の集落営農組織との調整を行ないながら、規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対し、流動化推進員である農業委員による対象者間の調整活動を進めるとともに、今後は農地中間管理事業を活用した農地流動化事業へと誘導する。

また、（一財）安達地域農業振興公社等による農作業の受託者・組織の仲介事業を展開し、高齢化・後継者不足の農家の労働力の確保と農用地の適正利用を図る。これら農地の流動化、利用権の設定、農作業の受託拡大により、担い手農家の経営規模の拡大と適正利用による耕作放棄地防止を積極的に推進する。

- (2) 岩代、東和地域を主とした中山間地域については、農地基盤の未整備地区が多いことから土地基盤整備による作業効率の向上を図るとともに、中核農家を中心とした集落営農の組織化支援と育成支援に取り組み、より効率的な経営体への移行を進める。

さらに農業委員会、二本松市地域農業再生協議会、農地中間管理機構等の関係機関と総合的な農地利用を協議し、条件不利地の山林・雑地等への転換を含めた耕作放棄地の拡大防止を図るとともに、NPO法人、農外企業等の参入促進による農地の再利用を促進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

中山間地域の旧二本松市の一部、旧安達町の一部、旧岩代町、旧東和町においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

このことによって、担い手不足のもとで多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)（エ）及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者が農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農

地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

- (カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利

用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合にお

いて、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 二本松市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (㉠) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (㉡) 原状回復の費用の負担者
 - (㉢) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (㉣) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分（(7)の⑦を除く。）を市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 二本松市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。二本松市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、安達農業普及所、二本松市農業委員会、ふくしま未

来農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、二本松市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する事項

近年の就農希望者は、就農前の経歴（就学歴・職歴等）、就農形態、就農年齢等が極めて多様化してきているため、就農啓発活動による新規就農希望者の裾野の拡大を図るとともに、多様な就農区分や就農形態に対応した円滑な就農を促進するための方策を積極的に講じる。

(1) 就農啓発活動

- ア 義務教育段階の児童・生徒に対しては、農業体験学習等を通じた学校教育との連携により、農業・農村への理解を醸成する。
- イ 高校生に対しては、オープンキャンパスなどによる福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）への誘導や指導農業士等が受け入れられる農業体験の実施等により、地域農業への理解を深めるとともに就農に対する意識を醸成する。
- ウ 高等教育課程（大学、短大、専門学校等）の学生に対しては、職業としての農業の魅力を発信するため、就農ガイドブックや農業法人の雇用事例の提供や相談会、見学会等の開催により、就農への理解を促進する。
- エ 都市住民等に対しては、定住・二地域居住促進の取組の中で、農業・農村の役割や魅力を広く紹介することにより、その重要性への理解を促進する。
- オ 定年帰農や他産業の退職者等に対しては、産地等の情報発信や研修会、相談会等により新規参入や雇用就農など就農形態への理解を深めた上で就農を促進する。

(2) 就農形態別確保方策

ア 自営による就農

(ア) 新規学卒者

新規学卒者の確保を図るため、農業高校生及び農業短期大学校生等で就農意欲の高い者や認定農業者等担い手の子弟等、具体的に候補者を絞った就農促進活動を展開し、青年等就農計画の作成支援等を通じて確実に就農へと誘導する。

(イ) Uターン者

認定農業者等担い手の子弟等を中心に、将来的な就農への意向を把握するとともに、継続的な情報提供、青年農業者との交流、体験研修への誘導等を通じて、就農へと誘導する。

(ウ) 新規参入者

就農支援センターや安達農業普及所等と連携した就農相談活動により聴取した本人の意向等を踏まえ、生産現場での視察研修による農業への理解促進や農業短期大学校での研修等を通じた将来の営農ビジョン策定支援、及び先進農家研修等による技術習得等を支援する。

また、関係機関・団体との連携の下に、研修生受入農家の情報整備や農地・住宅・施設等の遊休資源情報の収集・提供、及び新規参入者への遊休資源の継承等就農条件の整備を進め、円滑な就農を促進する。

イ 農業法人等への雇用就農

新規参入者を中心に農業法人等への雇用による就農が増加していることから、雇

用者数の拡大のため農業法人等の経営発展を支援するとともに、就農支援センター等による就農相談や一般社団法人福島県農業会議に設置されている無料職業紹介所による、農業法人等への就農希望者を対象とした雇用や研修受入の情報の提供に努め、円滑な就農を促進する。

ウ その他（中高年齢者）

就農を希望する退職者等の中高年齢者については、研修会等により農業経営への理解を深めるとともに、技術習得のために、農業短期大学校や先進農家等での研修実施を誘導し、就農を促進する。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等確保体制の整備

ア 市は新規就農者より提出を受けた、青年等就農計画の認定を行うとともに、関係機関・団体の緊密な連携のもとに地域の特色を生かした体制の整備と具体的な施策の推進に努める。

特に、実質化された「人・農地プラン」を作成して担い手として育成すべき新規就農者等を明らかにし、農業次世代人材投資事業（経営開始型）の給付等に取り組む。また、担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な過疎・中山間地域においては、多面的で公益的な機能を維持し地域の活性化を図るため、U I J ターン者等の就農を積極的に支援する。

イ 青年農業者等育成センターや安達農業普及所等は、青年農業者等育成のための中核的な組織として、就農相談や啓発活動、農業青年の組織活動支援、各種資金制度に係る相談、支援について主体的に取り組む。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する事項

就農区分や就農形態の多様化に対応するため、新規就農者等全体及び就農形態に応じた育成方策を講じ、新規就農者等の経営目標の実現に向けて効率的かつ具体的な支援を行うことにより、担い手の育成・定着を促進する。

(1) 共通する育成方策

ア 明確な経営目標の設定支援

新規就農者が農業経営の担い手として成長するためには、明確な経営目標を設定し、その実現に向けて自己の経営管理能力や技術力を高めていくことが求められる。

そこで、就農5年後の自らの経営目標を明らかにした「青年等就農計画」の作成を支援し、常に目標達成を意識した農業経営の取り組みを県等関係機関と連携し、支援する。

イ 資金の貸付

「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始にあたって施設・機械の導入等に要する資金の貸付を行う。

ウ 農業青年クラブ活動の推進

同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、団体活動やプロジェクト活動への取組等を通して自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。

エ 指導農業士等先進農家との交流促進

新規就農者等が経営管理能力や栽培技術を習得し、地域農業のリーダーとなれるよう指導農業士等と連携した技術研修会等を開催し、資質向上を図る。

オ 農業経営改善計画作成への誘導

新規就農者が青年等就農計画の達成状況等から自己の経営目標の一層の向上を目指して農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(2) 就農区分別育成方策

ア 農業後継者の育成方策

就農直後から責任とやりがいを持って農業経営に取り組める環境を整備するため、家族経営協定の締結による新規就農者の農業経営への参画を促進する。

また、親の経営承継、親とは別部門での経営展開など経営方針の具体化により経営目標の実現に向けた取組を支援する。

イ 新規参入者の育成方策

県や農業協同組合等と連携し、地域全体で就農をサポートする体制を整備し、新規参入者と地域住民の円滑な融合を促進し、定着を支援する。

ウ 就農支援方策

農業経営の規模拡大等には多額の投資が必要となるため、農地中間管理機構等の活用や農業経営を縮小する者が有する施設等の有効な活用方法など情報共有を促進し、新規参入者への継承を支援する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 7 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、水田フル活用農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、二本松市農業委員会、安達農業普及所、ふくしま未来農業協同組合、各土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を

樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

二本松市農業委員会、ふくしま未来農業協同組合、各土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、二本松市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和2年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため
 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設
 定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、借借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき二本松市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「借借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権を移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、同機構及び団体が定めるところによるものとする。</p>